令和６年度 管理業務主任者証の交付に係る講習

正誤表（新旧対照表）

※下線部が訂正（追加・削除含む）箇所

正（新）	誤（旧）
講習テキスト P.94 （４）特定賃貸借契約の適正化 **①定義** 「特定賃貸借契約」とは、賃借人がその賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結される賃貸借契約のことをいう（法２条４項）。すな**わ**ち、賃貸住宅のオーナーとサブリース事業者との間の賃貸借契約で、「マスターリース契約」ともいわれる。 （以下略）	講習テキスト P.94 （４）特定賃貸借契約の適正化 **①定義** 「特定賃貸借契約」とは、賃借人がその賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結される賃貸借契約のことをいう（法２条４項）。すならち、賃貸住宅のオーナーとサブリース事業者との間の賃貸借契約で、「マスターリース契約」ともいわれる。 （以下略）
講習テキスト P.142 Q12　亡くなった区分所有者の住戸の未収納金督促に関し、相続人等の調査、交渉をするための弁護士への委任をすることを総会議案として上程したいと考えています。 （以下略）	講習テキスト P.142 Q12　亡くなった区分所有の住戸の未収納金督促に関し、相続人等の調査、交渉をするための弁護士への委任をすることを総会議案として上程したいと考えています。 （以下略）
２時限目前半説明資料 P.10（スライドNo.10） **（緊急時の業務）** **第９条　乙は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる災害又は事故等の事由により、甲のために、緊急に行う必要がある業務で、甲の承認を受ける時間的余裕がないものについては、甲の承認を受けないで実施することができる。この場合において、乙は、速やかに書面をもって、その業務の内容及びその実施に要した費用の額を甲に通知しなければならない。** （以下略）	２時限目前半説明資料 P.10（スライドNo.10） **（緊急時の業務）** **第９条　乙は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる災害又は事故等の事由により、甲のために、緊急に行う必要がある業務で、甲の承認を受ける時間的余裕がないものについては、甲の承認を受けないで実施することができる。この場合において、乙は、速やかに書面をもっ、その業務の内容及びその実施に要した費用の額を甲に通知しなければならない。** （以下略）
３時限目説明資料 P.６（スライドNo.６） **●修繕積立金の主な変動要因について（ガイドラインP.16～17）** （中略） **※＜参考＞** **地域係数（2021年４月版）　出典：住宅金融支援機構（ガイドラインP.24）** **公共工事設計労務単価（2021年３月適用）　出典：国土交通省（ガイドラインP.25）**	３時限目説明資料 P.６（スライドNo.６） **●修繕積立金の主な変動要因について（ガイドラインP.15～16）** （中略） **※＜参考＞** **地域係数（2021年４月版）　出典：住宅金融支援機構（ガイドラインP.23）** **公共工事設計労務単価（2021年３月適用）　出典：国土交通省（ガイドラインP.24）**